

5月は「消費者月間」です

「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない 2019～」

消費者が安全・安心で豊かに暮らすことができる社会の実現に向け、消費者、事業者、地方公共団体、国など消費に係るすべての主体が共通の目標を共有し、連携して行動するためのきっかけとなるよう、昨年の消費者月間に続き、上記のテーマを掲げています。



置賜総合支庁一階ロビーでは、5月20日(月)～5月31日(金)の期間中に悪質商法や多重債務に関するパネルやパンフレットの展示を行います。ぜひ、ご覧ください。

昨年の様子です



各市町の相談窓口

- | | | | |
|--------------|--------------|-----------|--------------|
| ・米沢市消費生活センター | 0238(40)0525 | ・川西町住民生活課 | 0238(42)6616 |
| ・長井市消費生活センター | 0238(87)0682 | ・小国町町民税務課 | 0238(62)2260 |
| ・南陽市市民課 | 0238(40)8255 | ・白鷹町町民課 | 0238(85)6131 |
| ・高畠町生活環境課 | 0238(52)1577 | ・飯豊町住民課 | 0238(87)0514 |

県の相談窓口 (置賜地域)

- ・置賜消費生活センター 0238(24)0999

困ったときは、
相談してね。



見守るくん



生活安全情報

南陽警察署生活安全課から

メールやハガキ等で「未納料金が発生している。」と身に覚えのない料金を請求され、相手に電話をした



結果、金品を騙し取られるという、「うそ電話詐欺」が発生しています。これまで、コンビニのATM等から現金を送らせる手口が多く発生していましたが、電子マネーやコンビニ収納代行を利用した送金の手口も増加しています。このように、「うそ電話詐欺」の手口は多岐にわたり、犯人はプロの犯罪集団です。不審に思ったらすぐに家族や警察に相談して下さい。

山形県消費生活サポーターとして活動してみませんか

「山形県消費生活サポーター」は、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、消費生活に関する情報を身近な人や地域・団体に伝えたり、地域の消費者被害などの情報を消費生活センターに情報提供していただくボランティアです。

【応募資格】「消費生活や消費者問題に関心のある方」、「満18歳以上で県内在住の方」であれば、どなたでも応募できます。経験は問いません。

【委嘱期間】委嘱の日から起算して2年を経過する日の属する年度の年度末まで。

【活動内容】消費生活サポーターには、それぞれの知識や経験にあわせて、自分にできる活動をお願いしています。

- *活動例
- ・地区の回覧板などに毎月のセンターニュースを回覧する
 - ・地域のイベントなどで消費者啓発パンフレットを配布する
 - ・一人暮らしの高齢者などへの「声かけ」や「見守り」をする など

【お問い合わせ】山形県消費生活センター 電話：023-630-3239
～お気軽にお問い合わせください～

5月・6月の消費生活法律相談

5月16日(木) 13:30～15:30

6月13日(木) 13:30～15:30

*弁護士が無料でアドバイス(30分)

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072